

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第530号)

平成19年12月26日

横 情 審 答 申 第 530 号

平 成 19 年 12 月 26 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成19年8月31日教教人第821号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「体罰事件に係る処分および措置に至る事情聴取記録のすべて」の非開  
示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「体罰事件に係る処分および措置に至る事情聴取記録のすべて」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「体罰事件に係る処分および措置に至る事情聴取記録のすべて」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成19年7月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

学校内で体罰事件が発生した場合、まず当該学校の学校長が関係者から十分に事情聴取等を行った上で「体罰に関する報告書」を作成し、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき、この「体罰に関する報告書」により、学校長から教育長に事件が報告される。「体罰に関する報告書」の中には、事件の概要、被害児童生徒名等が記載されている。横浜市教育委員会事務局教職員人事・企画部教職員人事課が行う事情聴取は、提出された「体罰に関する報告書」に基づいて、当該教職員等に事実を確認することを目的に行っており、新たな事実の掘り起こしや真相の究明を目的とするものではないため、特段、事情聴取記録を作成していない。よって、条例第10条第2項により非開示（不存在）とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取消し、閲覧請求書記載どおりの閲覧請求対象文書の全部（教職員以外の個人の住所・氏名・連絡先を除き）を開示せよ。

- (2) 「作成し、取得しておらず、保有していない」という処分理由は、処分理由付記が具体的かつ明確でなく、非開示とする根拠規定（10条2項）を適用する理由に該当しない。理由付記なき処分は取消しを免れない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

実施機関は、体罰等に係る教職員に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分又は懲戒処分に当たらない指導監督上の処分（以下「懲戒処分等」と総称する。）をするに当たって事情聴取（以下「懲戒処分等のための事情聴取」という。）を行っている。

本件申立文書は、懲戒処分等のための事情聴取の記録である。

### (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、懲戒処分等のための事情聴取を行っているが、この事情聴取は学校長が作成した「体罰に関する報告書」に記載されている事実を当該教職員等に確認することを目的としているため、特段、事情聴取記録を作成しておらず、本件申立文書は存在しないと説明している。この実施機関の説明は、本件申立文書と同種の文書を実施機関が不存在とした決定の妥当性について当審査会が判断した答申第182号（平成13年11月30日）における実施機関の説明と同旨である。答申第182号では、本件申立文書と同種の文書を不存在とする実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることはできなかつたため、実施機関が非開示とした決定を妥当であると判断している。

イ しかし、答申第182号では、当審査会は、懲戒処分等の不利益処分などが予定されている者に対して、その事前手続として行う事情聴取は、本来、不利益処分などを行う場合の適正な手続の観点から当事者に自己の権利利益を守る機会を与え、事実関係や情状等について確認する重要な手続であるから、通常、その記録を何らかの形で残すことが当然に予定されているものと考えられるとし、その事情聴取記録を残していないことは、当然予定されている運用形態ではないと意見を述べている。それにもかかわらず、実施機関は本件請求についても、文書不存在とする本件処分を行っている。そこで、本件申立文書の存否について平成19年11月20日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 「体罰に関する報告書」には、事件の概要、被害児童生徒名、体罰をした教職員、学校側の対応、関係者からの事情聴取、体罰をした教職員の反省状況、

学校長の見解及び指導内容等が記録されている。懲戒処分等のための事情聴取は、「体罰に関する報告書」に記載されている事実を当該教職員等に確認することを目的としており、また、当該報告書に記載された内容と異なる事実を当該教職員等が主張するということはこれまでなかったことから、本件申立文書を作成していない。

(1) 懲戒処分等のための事情聴取を実施した際には、その記録を作成すべきであるという趣旨の答申第182号の意見については、現在、検討している。

ウ 当審査会では、以上の説明を踏まえ、次のように判断する。

上記の答申第182号で意見を述べたとおり、本件申立文書は当然作成されることが予定されているものと考えため、本件申立文書は存在しないという実施機関の説明は、当審査会としては到底納得できるものではない。

懲戒処分等のための事情聴取は、不利益処分などをする場合の適正な手続の観点から、当事者に自己の権利利益を守る機会を与え、事実関係等を確認するための重要な手続である。その手続に関する記録を作成することは、懲戒処分等を行うに当たって当該教職員等の人権に配慮し適正な手続を履行したことを明らかにし、もって公正な教職員人事管理に対する信頼を確保するために必要であるとともに、当該教職員等が懲戒処分等を不服としてその是非を争う場合に、当該懲戒処分等の当・不当の判断の基礎とするためにも必要不可欠であると考え。

しかし、懲戒処分等のための事情聴取の記録の存在を認めることができず、その存在を推認させる事情も認めることができない以上、本件申立文書を作成していないとする実施機関の説明を認めざるを得なかった。したがって、実施機関が本件申立文書は存在しないとして非開示とした決定については、結果として妥当であると判断せざるを得なかった。

なお、本件処分の決定通知書の理由付記については、上記のとおり本件申立文書は当然作成されることが予定されているものであるから、当審査会としては、実施機関は、本件申立文書がなぜ存在しないのかについて、具体的に記載することが適当であったと考える。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

なお、実施機関は、懲戒処分等のための事情聴取の記録について、現在、検討し

ていると説明しているが、平成13年11月30日の答申第182号で意見を述べた内容が  
いまだ実現されていないことは誠に遺憾である。今後、実施機関が懲戒処分等のた  
めの事情聴取の記録を作成することを強く要望する。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年8月31日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年9月12日 (第111回第二部会) 平成19年9月13日 (第113回第一部会)	・諮問の報告
平成19年9月13日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年9月21日 (第46回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年10月5日 (第47回第三部会)	・審議
平成19年10月15日 (第48回第三部会)	・審議
平成19年11月2日 (第49回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成19年11月20日 (第50回第三部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成19年12月7日 (第51回第三部会)	・審議